

国水環保第24号  
平成28年4月1日

各地方整備局河川部長 あて  
北海道開発局開発部長 あて  
沖縄総合事務局開発建設部長 あて

水管理・国土保全局  
河川環境課長

#### 河川工作物関連応急対策事業の推進について

標記については、「河川管理施設等の改善措置について（昭和50年12月15日 建設省河治発第107号 河川局治水課長通知）」、「河川管理施設等の改善措置等について（昭和62年12月11日 建設省河治発第63号 河川局治水課長通知）」及び「河川工作物関連応急対策事業の推進について（平成5年3月17日 建設省河治発第19号 河川局治水課長通知）」等において通知し、貴職におかれても十分配慮されているところであるが、なお一層河川の安全性の向上を図るため、上記通知において定めた「河川管理施設等応急対策基準」を別添のとおり改定するので、河川管理施設等の点検結果に基づいて計画的に適切な対策を講じられたい。

なお、本基準は、今後の技術の進歩及び被災経験による新たな知見の蓄積によって、応急的な対策を実施することが必要と考えられる場合に見直すこととしている。

国水環保第25号  
平成28年4月1日

各都道府県河川主管部長 あて  
関係指定都市河川主管部長 あて

国土交通省水管理・国土保全局  
河川環境課長

### 応急対策事業の推進について

標記については、「河川管理施設等の改善措置について（昭和50年12月15日 建設省河治発第107号 河川局治水課長通知）」、「河川管理施設等の改善措置等について（昭和62年12月11日 建設省河治発第63号 河川局治水課長通知）」及び「河川工作物関連応急対策事業の推進について（平成5年3月17日 建設省河治発第19号 河川局治水課長通知）」等において通知し、貴職におかれても十分配慮されているところですが、なお一層河川の安全性の向上を図るため、上記通知において定めた「河川管理施設等応急対策基準」を別添のとおり改定するので、河川管理施設等の点検結果に基づいて計画的に適切な対策を講じられるようお願いいたします。

なお、本基準は、今後の技術の進歩及び被災経験による新たな知見の蓄積によって、応急的な対策を実施することが必要と考えられる場合に見直すこととしています。

## 河川管理施設等応急対策基準

- 1 応急対策を実施する河川管理施設等は、次の河川の区間に設置されている施設とする。  
直轄管理区間（河川法施行令第2条第7号の区間を含む。）及び知事管理区間（河川法施行令第2条第7号の区間を除く。）で河道の整備されている一連の区間。
  
- 2 河川管理施設等別の応急対策基準は、次のとおりとする。
  - (1) 床止め及び堰
    - イ 護床工が十分でないために床止め又は堰の上下流の河川管理施設に支障を及ぼす恐れがある場合には、護床工を追加して設けるものとする。
  
    - ロ 取付擁壁が設けられていないものは、床止め又は堰上流の低水路の法面と床止め又は堰の天端との交点より出ない位置で水叩きの範囲に、原則としてコンクリート擁壁を設けるものとする。  
ただし、現在の取付護岸が落下水の影響に対して十分な強度を有する場合は、この限りではない。
  
    - ハ 取付護岸は、床止め又は堰に接する河岸又は堤防に設ける場合は、上流側は床止め又は堰の上流端から10メートル又は護床工の上流端から5メートルのうちいずれか長い方から、下流側は水叩きの下流端から15メートル又は護床工の下流端から5メートルのうちいずれか長い方までの区間以上に設けるものとする。
  
    - ニ ハに掲げるもののほか、河川の流水の変化に対し保護する必要がある河岸又は堤防には、当該河川の状況に応じて適当な区間に護岸を設けるものとする。
  
    - ホ 護岸の高さは、低水路の岸にあつては低水路の岸の高さとし、河岸（低水路の岸を除く。）又は、堤防にあつては計画高水位までとするものとする。ただし、洪水時の河川の流水の変化が著しい場合又は高潮区間にあつては、堤防の高さとするものとする。また計画高水位が現在堤防高を上回る場合は、堤防高までとする。
  
    - ヘ 水叩き又は護床工の範囲をはずれる取付護岸には、根固工を設けるものとする。
  
    - ト 床止め又は堰附近の高水敷には、必要な範囲に高水敷保護工を設けるものとする。

チ 堰のゲートが確実に開閉しないものは、確実に開閉するよう措置するものとする。

リ コンクリート構造部若しくは鋼構造部等の材料強度又は耐久性が現在の技術基準等に照らして十分でないものについては、現在の技術基準等に適合するよう改良を行うものとする。

ヌ 機械設備や電気通信施設の材料強度、耐久性又は環境性能が現在の技術基準等に照らして十分でないものについては、現在の技術基準等に適合するよう改良を行うものとする。

ル 災害や故障等の発生に対して必要な危機対応能力を有していないものについては、危機対応能力を有するよう改良を行うものとする。

## (2) 水門及び樋門

イ (1) イ、ロ及びハの規定は、水門（開門を含む以下同じ。）が横断する河川又は水路の取付護岸について準用する。この場合において、同項中「床止め又は堰」とあるのは「水門」と、「上流側」とあるのは「当該水門が横断する河川又は水路の上流側」と、「下流側」とあるのは「当該水門が横断する河川又は水路の下流側」と、読み替えるものとする。

ロ 水門及び樋門（樋管を含む、以下同じ。）が横断する河岸又は堤防に設ける護岸は、当該水門及び樋門の上流側及び下流側のそれぞれ 10 メートル以上の区間に設けるものとし、その高さは、計画高水位までとする。ただし、小規模な樋門で、地形の状況等により、その必要がないと認められる場合にはこの限りでない。

ハ 堤防法尻から 15 メートル以内の堤外区間にあたる水路については、必要に応じ、水路護岸、高水敷保護工及び高水護岸を設けるものとする。

ニ 管理橋が必要な樋門であって管理橋が設置されていないものについては、管理橋を設置するものとする。

ホ 樋門のゲートの操作台が低く出水時の操作が困難なものは、操作台を嵩上げするものとする。

ヘ ゲートは、確実に開閉する構造に改造するものとする。

ト 水門及び樋門周辺の不等沈下に起因して堤体に空洞化が発生し、又は恐れがある場合に、堤体の修復をするものとする。

チ 施工の古い小口径樋門の函体等のクラックにより堤体土砂が吸い出されることに起因して、堤体に空洞化が発生し、又は恐れがある場合に、堤体の修復をするものとする。

リ 遮水構造が十分でないために、函体下部の土砂の流動と洗掘による土砂の吸い出しを発生させる恐れのある場合には、遮水矢板を追加して設けるものとする。

ヌ (1) リ、ヌ及びルの規定は、水門及び樋門について準用する。

### (3) 橋梁

イ 橋梁の取付護岸の長さは、橋の上流端及び下流端から上流及び下流にそれぞれ次の式によって得られる値(30メートル以上となる場合は30メートル)の長さの区間以上に設けるものとする。

$$L = 1 / 2 (20 + 0.005Q)$$

∴ L : 取付護岸の長さ (m)

Q : 計画流量 (m<sup>3</sup>/s)

ただし、計画流量が 2,000m<sup>3</sup>/s 未満の河川においては 10 メートル以上とする。

ロ 橋梁の取付護岸の高さは、計画高水位以上とする。ただし、洪水時の河川の流水の変化が著しい場合又は高潮区間においては、堤防の高さとする。

ハ (1) リの規定は、橋梁について準用する。

### (4) 排水機場

イ 排水機場のポンプが確実に作動しないものは、確実に作動するよう措置するものとする。

ロ (1) リ、ヌ及びルの規定は、排水機場について準用する。

### (5) その他

(1)、(2)、(3)、(4)に定める以外の河川管理施設等についても、当該施設等が接続する他の河川管理施設に対し、洪水、高潮時に支障を及ぼす恐れがある場合には、以上の基準に準じて適切な改善措置を講ずるものとする。

3 直轄管理区間における河川管理施設の応急対策基準は、上記2の他、次のとおりとする。

(1) 特殊堤（その全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれに準じるものによる構造の堤防）

イ (1) リの規定は、特殊堤について準用する。